

令和3年度自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

1. 令和2年度からの変更

令和2年度は、対象機器を自動フォークリフト、AGVに限定していましたが、令和3年度はこれを拡充しています。

ただし、具体的な例示は示されておらず、申請を受けてから個別に審査することとなります。

再生可能エネルギーを利用し、CO₂排出量を削減できるものは広く対象とお考えください。

2. その他

再生可能エネルギーについて	<ul style="list-style-type: none">・自社で使用する以外の余剰電力を売電するケースも対象となります。・固定価格買取の契約終了で、今後も同認定を受けるつもりはない場合は対象となります。・PPAモデルの場合、太陽光設備自体は対象となりませんが、自己所有の機器は対象となります。
2年度にまたがる計画	<ul style="list-style-type: none">・計画全体を申請して、全体が採択されます。・ただし補助金の申請は、各年度ごとに行います。・次年度に予算がつかないケースが理論的にあり得ます。この場合、次年度分の補助金は申請できません。
CO ₂ 排出量の計算	<p>営業倉庫内において、例えば、</p> <p>①既存のバッテリー式フォークリフト → 無人フォークリフト導入</p> <p>②現在の庫内移動作業は、オペレーターによる搬送機器操作 → 無人搬送車導入</p> <p>等を行うだけでは、CO₂削減効果は限定的となることが推測されます。</p> <p>上記機器の入替えの他に、省人化に資する機器の導入による営業倉庫内の照明・空調機器等に係る電力消費量の削減や、倉庫全体に供給される電力を一般の電力から、新たに再生可能エネルギー設備で発電される電力に転換することによるCO₂削減量を算定することとなります。</p>
フォークリフトを更新した場合のCO ₂ 排出量の計算 (同じ営業所内における軽油フォークとの置き換え)	CO ₂ 削減効果の算定に当たっては、基本的には当該営業倉庫において、現在使用している機器（バッテリーフォーク）と本補助事業で導入する無人フォークリフトとのCO ₂ 排出量の比較となります。ただし、当該バッテリーフォークを同一営業所内の軽油フォークと入れ替える場合には、結果として同一営業所内でCO ₂ 削減が実現できることから、除却する軽油フォークとの比較することができます。

補助金の対象範囲	<p>自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業において、個々の設備等が補助対象経費に該当するか否かについては、場合によっては個別事業ごとに判断する必要が生じます。</p> <p>本補助事業は、営業倉庫内作業の省人化・省エネ化に資する機器の稼働に不可欠な付属品・システム等が補助対象経費となります。</p> <p>一方、自動フォーク導入に伴って購入するパレットラック、蓄電池を動かすための燃料は、補助対象外となります。</p> <p>蓄電池の燃料貯蔵タンクについては、省人化・省エネ化に資する機器の稼働に不可欠なものであるか、事案ごとによる判断となります。</p>
省人化による人件費の削減	審査の対象はCO2排出量の削減が主であるため、省人化による人件費の削減は審査の対象とはなりません。
税制措置との併用	他の補助金との併用はできませんが、税制措置との併用は可能です。
新設倉庫の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新設倉庫は、補助事業の完了時（補助対象設備が納品、支払いが完了した時）までに 営業倉庫として登録していれば、原則として当該倉庫に導入する省人化・省エネ化に 資する機器（無人フォークリフト・AGV等）と再生可能エネルギー設備を同時導入する場合、補助事業の対象となります。 ・CO2削減効果の算定については、 <ul style="list-style-type: none"> 第1の方法：当該新設倉庫で扱う貨物の従前（新設倉庫へ移転前の場所で）行われていた作業実績より事業実施前1年間のCO2排出量を算出し、その数値と事業実施後のCO2排出量を比較する。 第2の方法：上記第1の方法での算定が不可能な場合は、当該新設倉庫と同規模の倉庫において仮に従来型のフォークリフト・有人の搬送車等による作業が行われたとした場合の1年間分の計算上の数値を、事業実施前のCO2排出量として、その数値と事業実施後の CO2排出量を比較する。 等の方法が考えられますが、いずれにしても合理的な説明ができるれば審査の対象となります。